



### 名称

「味付のり」などと食品の内容を表す一般的な名称を表示します。一般的な名称ではない商品名を名称として表示することは適切ではありません。

### 原材料名

原材料に占める重量の割合の高い順に最も一般的な名称で表示します。昆布エキス、鰹節エキス、えび粉末などを仕入れて製造している場合は「昆布エキス」、「鰹節エキス」、「えび粉末」などと加工原材料を使用していることが分かるように表示します。

### 添加物

添加物に占める重量の割合の高い順に添加物の物質名を表示します。甘味料は「甘味料(カンゾウ)」などと用途名の後に括弧を付して物質名を表示します。添加物は添加物欄を設けて表示したり、原材料名欄にスラッシュ(/)や改行などで区分して表示します。この表示例では、原材料と添加物をスラッシュ(/)の記号により区分しています。

#### (参考)

#### \*調味料の表示について

調味料として使われる添加物は、物質によりアミノ酸、核酸、有機酸、無機塩に分類されます。L-グルタミン酸ナトリウムはアミノ酸に、5'-イノシン酸ナトリウムは核酸に分類されます。アミノ酸のみ使用している場合は「調味料(アミノ酸)」、核酸のみ使用している場合は「調味料(核酸)」と表示します。アミノ酸と核酸など複数を使用している場合は、主として構成されるものに等を付して「調味料(アミノ酸等)」、「調味料(核酸等)」などと表示をします。

### アレルゲン

特定原材料等が原材料、添加物に含まれている場合は、アレルゲン表示を行います。一括表示※をする場合は、原材料名の文字の後に「、(一部に○○・△△を含む)」と表示します。原材料名や代替表記等で表示されているものを含めて、製品に含まれている全ての特定原材料等を表示します。

表示例では原材料名に「えび粉末」の表示がありますが、「、(一部にえび・小麦・大豆を含む)」と「えび」についても表示をします。

#### \*個別表示と一括表示

アレルギーの表示には原材料名欄に個別に表示する「個別表示」と原材料名欄の最後にまとめて表示する「一括表示」があります。「個別表示」が原則ですが、表示面積に限りがあり、文字数を減らさないと表示が困難な場合など個別表示により難しい場合や馴染まない場合は、一括表示をすることが可能です。なお、一括表示と個別表示を組合わせて表示することはできません。

名 称	味付のり
原 材 料 名	乾のり、しょうゆ、砂糖、みりん、昆布エキス、鰹節エキス、えび粉末、食塩、清酒、酵母エキス、唐辛子/調味料(アミノ酸等)、甘味料(カンゾウ)、香辛料抽出物、(一部にえび・小麦・大豆を含む)
原料原産地名	徳島県
内 容 量	10切50枚 板のり5枚
賞 味 期 限	2021年10月20日
保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて常温で保存
製 造 者	(株)〇〇 徳島県徳島市〇〇町〇-〇-〇

本製品の原材料ののりはえび、かにが混ざる漁法で採取しています。

### 原料原産地名

原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、割合が50%以上の原材料について原産地を表示します。原材料が国産品であるものは国産である旨を、原材料が輸入品であるものは原産国名を表示します。国産品の場合、国産である旨にかえて、「徳島県産」など水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名による表示が可能です。

### 内容量

内容重量(g又はkg)、内容体積(mlまたはℓ)、または内容数量(〇枚入りなど)により表示します。

#### (参考)

内容量を「10切50枚 板のり5枚」のように表示している場合がありますが、板のり(縦19cm×横21cmが基本サイズです。)1枚を10切れにしたものが50枚入りしており、板のりに換算すると5枚分であることを表しています。

### 期限表示

品質が比較的劣化しにくい食品には「賞味期限」を表示します。製造又は加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超える場合は、期限を年月で表示することができます。この期限は記載した保存方法で保存した場合の期限です。

### 保存方法

「直射日光・高温多湿を避けて常温で保存」など、流通、家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語で具体的に表示します。

### アレルゲンのコンタミネーションの注意喚起表示

食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せず混入(コンタミネーション)してしまう場合があります。防止策の徹底を図っても混入の可能性が排除できない場合、一括表示欄外に注意喚起することが望ましいです。なお、特定原材料等に関し「入っているかもしれない」などの可能性表示は認められません。

#### [表示例]

原材料の採取方法によりコンタミネーションしてしまう場合  
「本製品の原材料ののりはえび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

### 製造者(「表示内容に責任を有する者」及び「製造所」)

製造者が表示内容に責任を有する場合、製造者の氏名又は名称と消費者等の製品に対する問合せ等に回答できる住所を表示します。容器包装の表示面積、形態等から判断してやむを得ない場合は、「株式会社」を「(株)」等と略記して差し支えありません。

なお、事務所と工場が同じ場所にあるなど、消費者等の製品に対する問合せ等に回答できる場所と製造場所が同じ場合は、製造所の表示は省略できます。